

◇ 夫婦関係調整(円満調整)の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

夫婦が円満な関係でなくなった場合には、円満な夫婦関係を回復するための話し合いをする場として、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聞き、夫婦関係が円満でなくなった原因はどこにあるのか、その原因を各当事者がどのように努力して正すようにすれば夫婦関係が改善していくか等、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をする形で進められます。

なお、この調停手続は離婚した方がよいかどうか迷っている場合も、利用することができます。

2 申立てできる方

- ・夫
- ・妻

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の5のに記載の書類
- 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通
- 収入印紙 1,200円分
- 郵便切手 100円×2枚, 82円×8枚, 20円×2枚, 10円×4枚, 5円×2枚(946円分)

5 申立てする方が、記入して提出する書類

1	申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所から、申立書の写しを相手方に送付します。 ・知られたくない住所等は「連絡先等の届出書」に記載し、申立書には記載しないでください。
2	連絡先等の届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・安全の確保等の必要から申し出があった場合には、原則的に非開示(住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること)とします。
3	事情説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申立てに至った事情などを記載してください。 ・提出した書面は、相手方が見たり(閲覧)、コピー(謄写)をする可能性があります。
4	進行連絡メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・調停の進行に関して、参考にするものです。 ・特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所に書面を提出する場合の注意書です。
2	情報の非開示を求める場合の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示(見せたり、コピーさせたりしないこと)とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。 ・相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは、ご自身で判断してください。
3	家事調停のしおり	<ul style="list-style-type: none"> ・調停の進行についての説明書です。
4	未成年の子がいる方へ	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦が離れて暮らす場合の子の監護についての説明です。

7. Q&A

Q1. 離婚した方がよいかどうか判断がつかずに悩んでいるのですが、調停を申し立てた場合、手続はどのように進みますか。

A. 申立書には、離婚を求めるのか、円満調整を求めるのか記入していただくこととなりますが、調停での話合いの方向は、必ずしも記入した方向に決められるものではありません。離婚を求めた場合でも、話合いを進めてきた結果、もう一度円満にやり直したいという気持ちになれば、円満調整の方向で調停を進めることができます。また、申立人は、調停での話合いの結果、調停を続ける必要がなくなったときは、申立てを取り下げることができます。

Q2. 調停をしないで裁判をすることはできないのですか。

A. 離婚の裁判をするには、原則として、調停の手続を経ることが必要です。ただし、相手方が行方不明である場合など、調停をすることが不可能な場合には、最初から裁判をすることができる場合もあります。

Q3. 相手方が調停に出席しなかったり、出席しても離婚に応じないときは、どうなるのですか。

A. 調停は、双方が裁判所に出席して、話合いにより、自主的な解決を図る制度ですので、相手方の協力が必要です。調停委員会は、相手方に出席するよう働き掛けを行ったり、双方の合意ができるよう調整に努めたりしますが、相手方が出席しない場合や双方の合意ができない場合には、調停は不成立として終了することになります。この場合、あなたが離婚を求めたいときには、離婚の裁判を提起する必要があります。

Q4. 離婚の調停が成立した場合、どのような手続をすればよいのですか。

A. 申立人には、戸籍法による届出義務がありますので、調停が成立してから10日以内に、市区町村役場に離婚の届出をしなければなりません。届出には、調停調書謄本のほか、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出をする役場にお問い合わせください。また、年金分割の割合を決めた場合には、年金事務所、各共済組合又は私学事業団のいずれかにおいて、年金分割の請求手続を行う必要があります（家庭裁判所の調停に基づき自動的に分割されるわけではありません。）。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印	夫婦関係等調整調停申立書 事件名 ()
収入印紙 円	(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)
予納郵便切手 円	

家庭裁判所 御中	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	印
平成 年 月 日		

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) (内縁関係に関する申立ての場合は不要) <input type="checkbox"/> (年金分割の申立てが含まれている場合) 年金分割のための情報通知書 <input type="checkbox"/>	準口頭
------	--	-----

申 立 人	本籍 (国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都道 府県
	住所	〒 - ()方
	フリガナ 氏名	大正昭和 平成 年 月 日生 ()歳
相 手 方	本籍 (国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都道 府県
	住所	〒 - ()方
	フリガナ 氏名	大正昭和 平成 年 月 日生 ()歳
未 成 年 の 子	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 () 平成 年 月 日生
	フリガナ 氏名	()歳
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 () 平成 年 月 日生
	フリガナ 氏名	()歳
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 () 平成 年 月 日生
	フリガナ 氏名	()歳

(注) 太枠の中だけ記入してください。未成年の子は、付随申立ての(1)、(2)又は(3)を選択したときのみ記入してください。 □の部分は、該当するものにチェックしてください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

- ※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号（1又は2、付随申立てについては(1)～(7)）を○で囲んでください。
 □の部分は、該当するものにチェックしてください。
 ☆ 付随申立ての(6)を選択したときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください（その写しも相手方に送付されます。）。

申 立 て の 趣 旨	
円 満 調 整	関 係 解 消
<p>※</p> <p>1 申立人と相手方間の婚姻関係を円満に調整する。</p> <p>2 申立人と相手方間の内縁関係を円満に調整する。</p>	<p>※</p> <p>1 申立人と相手方は離婚する。</p> <p>2 申立人と相手方は内縁関係を解消する。</p> <p>(付随申立て)</p> <p>(1) 未成年の子の親権者を次のように定める。 については父。 については母。</p> <p>(2) (□申立人/□相手方)と未成年の子が面会交流する時期、方法などにつき定める。</p> <p>(3) (□申立人/□相手方)は、未成年の子の養育費として、1人当たり毎月(□金.....円 / □相当額)を支払う。</p> <p>(4) 相手方は、申立人に財産分与として、 (□金.....円 / □相当額)を支払う。</p> <p>(5) 相手方は、申立人に慰謝料として、 (□金.....円 / □相当額)を支払う。</p> <p>(6) 申立人と相手方との間の別紙年金分割のための情報通知書(☆)記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を、 (□0.5 / □(.....))と定める。</p> <p>(7)</p>

申 立 て の 理 由	
同 居 ・ 別 居 の 時 期	
昭和 同居を始めた日... 年 月 日 平成.....	昭和 別居をした日... 年 月 日 平成.....
申 立 て の 動 機	
<p>※当てはまる番号を○で囲み、そのうち最も重要と思うものに◎を付けてください。</p> <p>1 性格があわない 2 異性関係 3 暴力をふるう 4 酒を飲みすぎる</p> <p>5 性的不調和 6 浪費する 7 病 気</p> <p>8 精神的に虐待する 9 家族をすててかえりみない 10 家族と折合いが悪い</p> <p>11 同居に応じない 12 生活費を渡さない 13 そ の 他</p>	

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

受付印	夫婦関係等調整調停申立書 事件名(円満調整)
収入印紙 円	(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。) <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;">印紙</div> (貼った印紙に押印しないでください。)
予納郵便切手 円	

家庭裁判所 御中 平成 年 月 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	甲 野 花 子	印
-------------------------	-----------------------------	----------------	---

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書)(内縁関係に関する申立ての場合は不要) (年金分割の申立てが含まれている場合)年金分割のための情報通知書	準 口 頭
------	--	-------

申立人	本籍(国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都 道 〇〇市 〇〇町 〇番 地 府 (県)
	住所	〒 - 県 市 町 丁目 番 号 <small>住所は、裁判所から連絡がとれるように正確に記入していただく必要がありますが、ご不明な点があれば、申立書を提出される裁判所にお問い合わせください。(方)</small>
	フリガナ氏名	コウ ノ ハナ コ 甲 野 花 子 大正 昭利 平成 年 月 日生 (歳)
相手方	本籍(国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都 道 〇〇市 〇〇町 〇番 地 府 (県)
	住所	〒 県 市 町 丁目 番 号 アパート 号室 (方)
	フリガナ氏名	コウ ノ タ ロウ 甲 野 太 郎 大正 昭利 平成 年 月 日生 (歳)
未成年の子	住所	申立人と同居 / 相手方と同居 その他 () 平成 年 月 日生 (歳)
	フリガナ氏名	(歳)
	住所	申立人と同居 / 相手方と同居 その他 () 平成 年 月 日生 (歳)
	フリガナ氏名	(歳)
	住所	申立人と同居 / 相手方と同居 その他 () 平成 年 月 日生 (歳)
	フリガナ氏名	(歳)

(注)太枠の中だけ記入してください。未成年の子は、付随申立ての(1),(2)又は(3)を選択したときのみ記入してください。 の部分は、該当するものにチェックしてください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

申立ての趣旨は、当てはまる番号（1又は2、付随申立てについては(1)～(7)）を で囲んでください。

の部分には、該当するものにチェックしてください。

付随申立ての(6)を選択したときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください（その写し相手方に送付されます。）。

申 立 て の 趣 旨	
円 満 調 整	関 係 解 消
<p>① 申立人と相手方間の婚姻関係を円満に調整する。</p> <p>2 申立人と相手方間の内縁関係を円満に調整する。</p>	<p>1 申立人と相手方は離婚する。</p> <p>2 申立人と相手方は内縁関係を解消する。</p> <p>(付随申立て)</p> <p>(1) 未成年の子の親権者を次のように定める。</p> <p>.....については父。</p> <p>.....については母。</p> <p>(2) (申立人 / 相手方) と未成年の子が面会交流する時期、方法などにつき定める。</p> <p>(3) (申立人 / 相手方) は、未成年の子の養育費として、1人当たり毎月(金.....円 / 相当額) を支払う。</p> <p>(4) 相手方は、申立人に財産分与として、(金.....円 / 相当額) を支払う。</p> <p>(5) 相手方は、申立人に慰謝料として、(金.....円 / 相当額) を支払う。</p> <p>(6) 申立人と相手方との間の別紙年金分割のための情報通知書()記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を、(0.5 / (.....)) と定める。</p> <p>(7)</p>

申 立 て の 理 由	
同居・別居の時期	
同居を始めた日..... 平成	昭和
別居をした日..... 平成	昭和
申 立 て の 動 機	
当てはまる番号を で囲み、そのうち最も重要と思うものに を付けてください。	
1 性格があわない	② 異性関係
5 性的不調和	6 浪費する
8 精神的に虐待する	⑨ 家族をすててかえりみない
① 同居に応じない	12 生活費を渡さない
	13 その他
	3 暴力をふるう
	7 病 気
	4 酒を飲みすぎる
	10 家族と折合いが悪い

※ 連絡先等について非開示（住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること）を希望するときは、下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入してください。（書類の提出に当たっては、「裁判所に書類を提出される方へ（申立人用）」をご覧ください。）

連絡先等の届出書（申立人用）

（該当するものにチェックをしてください。）

1 書面の送付場所

標記の事件について、書面は次の場所に送付してください。

申立書記載の住所のとおり

下記の場所（A）

場所： _____

場所と本人との関係：住所 就業場所（勤務先）

その他 _____

2 平日昼間の連絡先

携帯電話番号（B）： _____

固定電話番号（自宅/勤務先）（C）： _____

どちらに連絡があってもよい。

できる限り、携帯電話/固定電話への連絡を希望する。

平成 年 月 日

申立人 氏名： _____ 印

※ 以下の欄は、非開示の希望がない場合は記入不要です。

本書面記載内容うち、下欄により非開示とすることを求めたもの（A、B、C）については、原則として開示しない取扱いとなります。
他の提出書面に非開示の希望を出した住所等を記載しないように注意してください。

非開示の希望に関する申出書

安全確保のため、上記届出の（A B C）を、非開示とすることを希望します。

平成 年 月 日

申立人 氏名： _____ 印

この書面は、相手方から申請があれば閲覧謄写(見せたり, コピーさせたりすること)される可能性があります。

平成 年 月 日

事情説明書

申立人

1 本件申立てに至った事情やいきさつなどを記入してください。

.....
.....
.....
.....
.....
.....

2 これまでのいきさつを考えると、調停で対立すると思われることは、どのようなことですか。

.....
.....
.....
.....
.....
.....

3 これまでのいきさつを踏まえ、本件について、現在、あなたが考えていることを簡単にお書きください。

.....
.....
.....
.....
.....
.....

この書面は、相手方から申請があれば閲覧謄写(見せたり、コピーさせたりすること)される可能性があります。

4 次の事項についてお書きください。

	申 立 人				相 手 方			
職 業 等	職 業 _____ 最 終 学 歴 _____ [_____] <input type="checkbox"/> 卒 業 <input type="checkbox"/> 中 退				職 業 _____ 最 終 学 歴 _____ [_____] <input type="checkbox"/> 卒 業 <input type="checkbox"/> 中 退			
月 収 や 賞 与 (ボ ー ナ ス) な ど ※ 税 込 で 記 入	年 収 約 _____ 万 円 内 訳 月 収 約 _____ 万 円 賞 与 年 _____ 回 ・ 計 _____ 万 [月 _____ 万 円, 月 _____ 万 円, そ の 他 _____ 万 円]				年 収 約 _____ 万 円 内 訳 月 収 約 _____ 万 円 賞 与 年 _____ 回 ・ 計 _____ 万 [月 _____ 万 円, 月 _____ 万 円, そ の 他 _____ 万 円]			
そ の 他 の 財 産	<input type="checkbox"/> 土 地 <input type="checkbox"/> 建 物 <input type="checkbox"/> 預 貯 金 約 _____ 万 円 <input type="checkbox"/> 負 債 <input type="checkbox"/> 住 宅 ロ ー ン 約 _____ 万 円 <input type="checkbox"/> そ の 他 約 _____ 万 円 <input type="checkbox"/> そ の 他 [_____]				<input type="checkbox"/> 土 地 <input type="checkbox"/> 建 物 <input type="checkbox"/> 預 貯 金 約 _____ 万 円 <input type="checkbox"/> 負 債 <input type="checkbox"/> 住 宅 ロ ー ン 約 _____ 万 円 <input type="checkbox"/> そ の 他 約 _____ 万 円 <input type="checkbox"/> そ の 他 [_____]			
親 族 や 公 的 機 関 か ら の 援 助 の 有 無	(具 体 的 に)				(具 体 的 に)			
住 居 の 状 況	<input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> 実 家 <input type="checkbox"/> 賃 借 [家 賃 月 額 _____ 円] <input type="checkbox"/> そ の 他 [_____]				<input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> 実 家 <input type="checkbox"/> 賃 借 [家 賃 月 額 _____ 円] <input type="checkbox"/> そ の 他 [_____]			
現 在 同 居 し て い る 家 族	氏 名	歳	続 柄	職 業 ・ 学 年	氏 名	歳	続 柄	職 業 ・ 学 年

進行連絡メモ（申立人）

この書面は、調停を進めるための参考として、裁判所のみが使用します。
当てはまる事項にチェックまたは○印をし（複数回答可）、空欄には自由に記載して、申立ての際に提出してください。

あなた(申立人)についてお書きします。	<input type="checkbox"/> あなたの職業(勤務先)を教えてください。 職業 _____ 勤務先 _____ 電話番号 () _____ <input type="checkbox"/> どうしても調停期日を 避けてほしい日 などがありましたらお書きください。 ※ 調停期日は平日のみです。 日にち () (理由: _____) 曜日・時間帯 ※ あなたが避けてほしい曜日・時間帯を○で囲んでください。 理由: _____ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">月</td> <td colspan="2">火</td> <td colspan="2">水</td> <td colspan="2">木</td> <td colspan="2">金</td> </tr> <tr> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> </tr> </table>	月		火		水		木		金		午前	午後								
月		火		水		木		金													
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後												
相手方についてお書きします。	<input type="checkbox"/> 相手方の職業(勤務先)が分かりましたらお書きください。 職業 _____ 勤務先 _____ 電話番号 () _____ <input type="checkbox"/> 相手方が調停期日に 差し支えのある日 などがありましたらお書きください。 ※ 調停期日は平日のみです。 日にち () (理由: _____) 曜日・時間帯 ※ 相手方が差し支えのある曜日・時間帯を○で囲んでください。 理由: _____ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">月</td> <td colspan="2">火</td> <td colspan="2">水</td> <td colspan="2">木</td> <td colspan="2">金</td> </tr> <tr> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> </tr> </table>	月		火		水		木		金		午前	午後								
月		火		水		木		金													
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後												
調停を進める上で、裁判所への要望があれば書いてください。																					
この申立てをすする前に相手方と話し合ったことがありますか。	<input type="checkbox"/> ある。(そのときの相手方の態度について、チェックをしてください。) <input type="checkbox"/> 感情的で話し合えなかった。 <input type="checkbox"/> 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。 <input type="checkbox"/> 態度がはっきりしなかった。 <input type="checkbox"/> その他() _____ <input type="checkbox"/> ない。(その理由について、チェックをしてください。) <input type="checkbox"/> 話し合いに全く応じないから。 <input type="checkbox"/> 話し合っても無駄だと思ったから。 <input type="checkbox"/> その他() _____																				
この申立てをすすることを相手方に伝えましたか。	<input type="checkbox"/> 伝えた。(相手方の反応: _____) <input type="checkbox"/> まだ伝えていないが、伝えるつもりである。 <input type="checkbox"/> 伝えるつもりはない。(理由: _____)																				
相手方に暴力の心配がありますか。	<input type="checkbox"/> 暴力の心配はない。 <input type="checkbox"/> 暴力の心配がある。 <div style="background-color: #e0ffe0; padding: 5px;"> 以下は、暴力の心配がある方のみ記入してください。 </div> 1 これまでに、相手方の暴力で治療を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある。(平成 年 月ころ) <input type="checkbox"/> ない。 (けがの種類 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> あざができた <input type="checkbox"/> その他() _____) (けがの程度 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> その他() _____) 2 配偶者暴力に関する保護命令の申立てをしましたか。 <input type="checkbox"/> はい → 保護命令は出ましたか。 { <input type="checkbox"/> はい (保護命令決定書の謄本のコピーを提出してください) <input type="checkbox"/> いいえ { <input type="checkbox"/> いいえ 3 相手方が刑事事件を起こしたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない。 (事件の内容 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> その他() _____) 4 調停時の相手方について <input type="checkbox"/> 申立人と顔を合わせなければ暴力を振るうおそれはない。 <input type="checkbox"/> 裁判所職員や第三者がいる場所でも暴力を振るうおそれがある。 <input type="checkbox"/> 裁判所への行き帰りに待ち伏せされるおそれがある。 <input type="checkbox"/> 裁判所に刃物等の凶器を持ってくるおそれがある。 <input type="checkbox"/> 次のものを摂取してくるおそれがある。 (<input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> その他() _____)																				
現在治療中の病気があれば、書いてください。	<input type="checkbox"/> 申立人 (病名: _____) <input type="checkbox"/> 相手方 (病名: _____) <input type="checkbox"/> 子ども (名前: _____ 病名: _____)																				
平成 年 月 日 記入者氏名 印																					

裁判所に書面を提出される方へ（申立人用）

金沢家庭裁判所調停係

裁判所に書面を提出される場合には、以下の点にご留意願います。

1 申立書の写しの送付・提出書面の開示について

(1) 法律の定めにより、あなたが提出された申立書の写しを相手方に送付します。

そのため、申立書は、相手方に読まれることを前提としてお書きください。

※「申立書の写し」は、相手方の人数分提出することとなっています。

(2) 裁判所に提出する書面には、あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、**相手方からの希望があると、相手方にお見せしたり（「閲覧」と言います。）、コピーを認める（「謄写」と言います。）**こともありますので、**ご注意ください。**

※ もし主張書面に、相手方の人格を非難したり、感情的に相手方を攻撃したりするような内容などを書かれると、かえって調停が円滑に進まなくなる可能性があります。

2 提出書面の作成方法について

<主張書面>

- (1) A4サイズ（この書面のサイズです。）の用紙を縦に使用してください。
- (2) 綴じしろとして左端より3センチメートル以上あけ、横書きに書いてください。
- (3) 必ず①裁判所名、②事件番号（平成〇〇年（家イ）第〇〇〇号）又は（平成〇〇年（家）第〇〇〇号）、③作成年月日を記載の上、署名押印をしてください。

<資料>

資料の現物は、お手元で保管して、それをコピーしたものを提出してください。

相手方に見られたくない部分がある場合



「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出 → 「連絡先等の届出書」（記載例参照）を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出 → 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」（記載例参照）に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を求めた部分についても閲覧謄写されることになります。

平成24年（家イ）第000号

非開示の希望に関する申出書

別添書面（陳述書）について、下記のとおり非開示とすることを希望します。

平成24年 9月1日

申立人 相手方氏名 兼六花子 (印)

記

非開示を希望する部分及び非開示を希望する理由 ※ 理由は、下のア～オのどれに当たるかと具体的事情を記してください。	
<input type="checkbox"/> 書面の全部	理由（ア，イ，ウ，エ，オ） 事情
<input checked="" type="checkbox"/> 書面の一部（以下の部分）	
1	2ページの1の(2) 理由（ア，イ，ウ，エ，オ） 事情 子らが相手方のことを怖れているため，子らの気持ちが相手方に伝わることは避ける必要がある。
2	5ページ10行目（申立人の知人の名前） 理由（ア，イ，ウ，エ，オ） 事情 相手方は，申立人が当該知人と異性関係があったと思い込んでおり，同人の名前が伝わると迷惑が掛かるおそれがある。
3	 理由（ア，イ，ウ，エ，オ） 事情

非開示を希望する理由

- ア 未成年者の利益を害するおそれがある。
- イ 当事者又は第三者の私生活や業務の平穩を害するおそれがある。
- ウ 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより，社会生活を営むのに著しい支障を生じ，若しくは名誉を著しく害するおそれがある。
- エ 事件の性質，審理の状況，記録の内容等に照らして，閲覧，謄写等を許可することを不適当とする特別の事情がある。
- オ その他

家庭裁判所の調停(家事調停)とは？

夫婦、親子、親族などの間のもめ事について、裁判官と調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

公開の法廷で証拠を出し合って争う裁判(訴訟)とは異なります。

調停のすすめ方

- * 調停は平日で、おおむね1回2時間程度です。
- * 当日は、調停委員が中立の立場で、それぞれから話をうかがいます。原則として、話は別々にうかがい、一方の意見を他方に伝える形で交互に進めますが、調停の成立時や期日の終了時等、必要に応じて同席いただく場合もあります。
- * 調停委員には秘密を守る義務がありますので、調停の内容が外部に漏れることは一切ありません。安心してお話しください。
- * 調停の結果、話がまとまった場合は調停成立となり、合意ができた内容を記載した調停調書が作成されます。調停調書に記載された内容は、裁判の判決と同じ効力を持ちます。
話がまとまらない場合は調停不成立となり、手続は終了します。

(お願い)

- * 調停を続けるときは、次回の日時を決めてその日の調停を終わりにします。次回調停はだいたい1か月から1か月半ほど先になりますので、1回の調停を有効に使っていただき、**決められた期日には欠席・変更のないようご協力ください。また、調停当日には、1か月から2か月先の予定が分かる手帳などをお持ちください。**
- * あらかじめ家庭裁判所に伝えたい事情がある場合は、電話ではなく、**できるだけ書面に書いて調停期日前に提出してください。**
- * 書面を提出するときは、**「裁判所に書面を提出される方へ」をご覧ください。**あなたが裁判所に提出された書面は、**反対当事者が閲覧・謄写をすることがあります。**そのため書面の中に反対当事者(あなたが申立人なら相手方、あなたが相手方なら申立人)に知られたくない部分(例えば給料明細書の勤務先など)がある場合の取扱いは、**「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」**に書かれていますので、**これをお読みください。**
- * **調停にお子さんをお連れになることは控えてください。**やむを得ないときは、調停の間、お子さんの面倒をみていただける方を同伴するようお願いいたします。
- * 調停においては**録音が禁止**されていますので、録音機の持ち込みはご遠慮ください。

法律相談等を行う公的機関

1 法テラス石川 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内

(資力の乏しい方については、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や、弁護士費用の立替を受けることができます。) 電話受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 法テラスコールセンター 0570-078374

(法的なトラブルの解消に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っていきます。) 受付時間 平日：午前9時～午後9時 土曜：午前9時～午後5時

未成年の子のいる方へ



1 夫婦が離れて暮らす場合の子の監護について

夫婦が別居や離婚によって離れて暮らすこととなったときには、子をどちらが監護するか、子と一緒に暮らしていない親と子との面会交流、子の監護費用の分担などについて、調停で話し合うことができます。家

庭裁判所は、これらのことについて調停をする際には、子の利益を最も優先した解決が図られるように調停を進めます。

2 面会交流とは

夫婦が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子が定期的、継続的に交流を保つことを面会交流と言います。

面会交流がうまく行われていると、子は、どちらの親からも愛されているという安心感を得ることができると言われています。それは、夫婦はたとえ別居や離婚をしても、子にとってはともかけがえのない存在であり、一緒に暮らしていない親との面会交流を行うことが子のすこやかな成長や幸せにつながると考えられるからです。

家庭裁判所では、子どもの福祉を害する特別な事情（子どもに対する身体的及び心理的虐待など）がない限り面会交流は実施されるべきと考えており、調停においては、子の利益を最も優先した面会交流の在り方について話合うことができます。

3 監護費用の分担とは

監護費用は一般には養育費と言われているもので、子と別居している親も監護費用を分担することになります。調停においては、父母双方の生活や収入の状況等に応じて、監護費用の分担額が取り決められることになります。